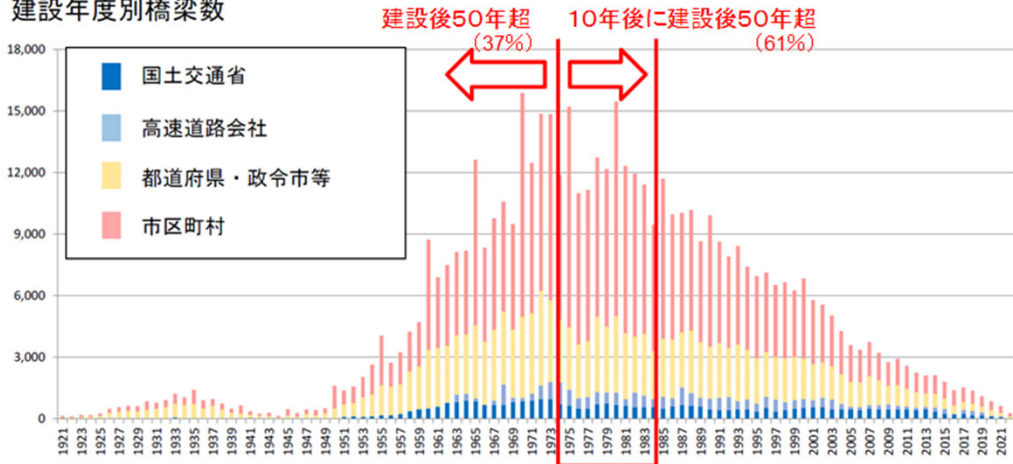


重量制限超過の大型車両は 道路構造物の劣化を早めます！！

建設後50年を経過した橋梁の割合は、2031年には半数以上に！

○ 建設年度別橋梁数



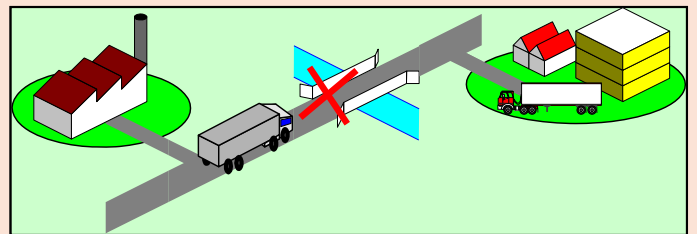
※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約 20.9 万橋ある。



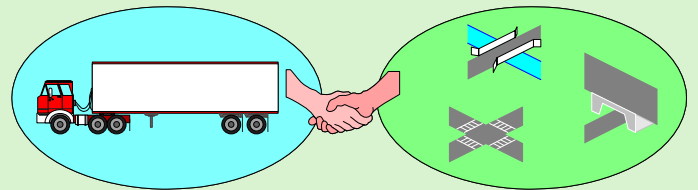
重量制限超過車両の通行
による影響で橋梁の床版
に穴が開いた事例

特殊車両通行制度とは

道路は、一定の重量・寸法（一般的制限値）の車両が安全・円滑に通行できるように設計されています。このため、一般的制限値を超える車両は、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行することはできないとされています。



一方で、道路は社会・経済活動を支える最も基礎的な施設であり、社会経済上の要請から一般的制限値を超える大型車両の通行が必要となります。道路と車両との間の調和を図る制度が特殊車両通行制度です。



- 道路の構造の保全や交通の危険の防止のため、一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両については、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受けて、通行の許可または通行可能経路の回答を得る必要があります。
- 特殊車両通行手続きには、従来からの特殊車両通行許可制度と、令和4年度から新たに始まったオンライン申請に特化した手続き「特殊車両通行確認制度」があります。

特殊車両通行確認制度とは

早い



オンラインで即時完了
すぐ走れます!

簡単



初めての方でも大丈夫!

便利



何度でも無料で
経路検索可能!

特殊車両通行確認システムの手続き

車両
登録

- ① 車両登録は新規登録・編集から始めます
- ② 車両情報(自動車登録番号、車両諸元など)を入力
- ③ ETC2.0車載器情報を入力(トレーラを除く)

車両登録手数料(1台あたり5,000円/5年間有効)の支払い
※トレーラの登録は無料です
※車両登録手数料が未払い状態でも、経路検索のお試しができます

経路
確認

- ① 経路検索は新規作成・編集から始めます
- ② 登録車両から経路確認車両を選択、積載貨物情報の入力
- ③ 経路検索方法の選択(2地点双方向2経路検索/都道府県検索)
- ④ 起終点(経路検索方法により、経由地や走行都道府県)入力

通行可能経路を自動検索(※)

- ① 起終点と経由地を入力すると、通行可能経路を自動検索します
- ② 検索できない場合がありますが、起終点を変更して何度でも無料で再検索することができます

回答書
発行

通行可能経路を確認して、オンラインで手数料をお支払い

2地点双方向2経路検索...確認1件あたり600円
都道府県検索...確認1件あたり400円(1都道府県あたり)
追加経路...追加1経路あたり100円/10km
※手数料支払い前は、何度でも経路検索のお試しが出来ます。

「回答書」(1年間有効)の発行(オンラインシステムからダウンロード)

確認した経路を走行開始

特殊車両通行確認制度 モニターの募集について

～「早い」「簡単」「便利」な制度を体験して、「感想」をお聞かせください～

特殊車両通行確認制度の更なる利便性向上と利用拡大を目的として、「特殊車両通行確認制度モニター」を募集しております。

モニターの皆様には確認制度を利用して、アンケートおよびヒアリング調査にご協力いただきます。

応募資格に該当する事業者であれば、どなたでも応募可能ですので、お気軽にご応募ください。

特殊車両通行確認制度モニターの流れ

応募

特車登録センターのホームページの応募フォームから応募いただきます。

同意書の提出

メールで同意書と確認書が送付されますので、記入のうえ、返信いただきます。

車両登録

特殊車両通行確認システムにより車両登録をしていただきます。

経路確認(回答書発行)

特殊車両通行確認システムにより経路確認(回答書発行)をしていただきます。

実走行

回答書の有効期間中に、実際に走行していただきます。

重量記録の提出

指定した日の重量記録の提出をしていただきます。

ヒアリング・アンケート

ヒアリングまたはアンケートの依頼があった場合に協力いただきます。

協力金のお支払い

協力金をお支払いいたします。
※支払いは銀行振込を予定しています。

■特殊車両通行確認制度モニター募集要領■

- 募集者数
 - ・ 20者程度
 - ※協力金の対象となる車両登録台数は1者につき最大10台までとします。
- 募集期間
 - ・ 令和7年1月10日(金)から令和7年3月31日(月)まで
 - ※募集者数が上限に達した場合、期限前に募集を終了する場合があります
- 応募方法
 - ・ (一財)道路新産業開発機構 特車登録センター ホームページ (<https://www.tks.hido.or.jp/>)からお申し込みいただけます。
 - ・ 「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の理由など必要事項を入力の上、令和7年3月31日(月)までに応募(送信)してください。
 - ※応募は1事業者1回に限らせていただきます(2回目以降の応募は無効となります)
 - ※同じ事業者でも事業所・支店等が異なる場合は、それぞれ応募可能です
- 応募資格
 - ・ 特殊車両(道路法第47条の2の限度超過車両)を運行していて、確認制度を利用したことが無い事業者(日本国内の事業者に限る)
- 車両要件
 - ・ ETC2.0車載器(業務支援用、一般用いずれも可)をセットアップ、装着していること
- モニターの選考・期間
 - ・ 選考は応募順に行います。選考結果は直接メールでお知らせいたします。
 - ・ 選考された事業者は順次走行に向けた手続きを開始します。
 - ・ モニター期間は手続き開始日から令和8年3月10日(火)までとします。
- モニターの活動内容
 - ・ モニター期間に、通常の手続きにしたがって1台以上の車両登録を行い、確認制度を利用して複数回、経路確認を行い、実際に走行していただきます。
 - ※特車登録センターにお電話またはメールでお問合せいただければ、確認制度を利用するための手続きに関するサポートを行います。
 - ・ 確認制度の利用後、アンケートまたはヒアリング調査にご協力いただきます。
 - ・ また、特車登録センターが指定した走行日の重量記録を提出していただきます。
 - ※重量記録:積載する貨物の重量、貨物を積み下ろした場所と日時に関する記録
- モニター協力金
 - ・ 車両登録、経路確認(回答書発行)、実走行、アンケート・ヒアリング調査、重量記録の提出が終了した後、モニター期間中の登録車両(単車トラックまたはトラクタ)1台につき7,000円をモニター協力金としてお支払いします。
 - ・ なお協力金のお支払いは、銀行口座への振込のみとさせていただきますので、ご了承下さい。
- 情報の取り扱い
 - ・ 特殊車両通行確認制度モニターへの応募や、モニターとしての活動を通じてご提供頂いた情報については、個別の事業者が特定できない情報に限定したうえで、対外的な広報に活用させていただく場合があります。

お問い合わせ先

HIDO (一財)道路新産業開発機構 特車登録センター問合せ窓口
Mail: hido-tks-info@tks.hido.or.jp
TEL : 0120-161-948 FAX:03-6280-8574
受付時間帯: 09:00 ~ 17:30(土日祝日を除く)
URL : <https://www.tks.hido.or.jp/>



特車登録センターホームページQRコード
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です